

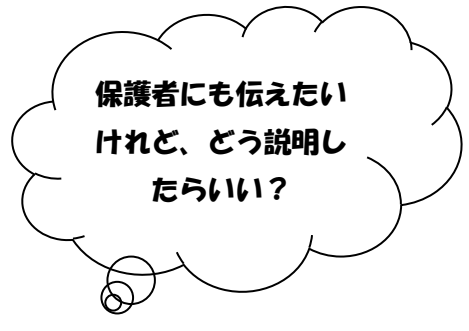
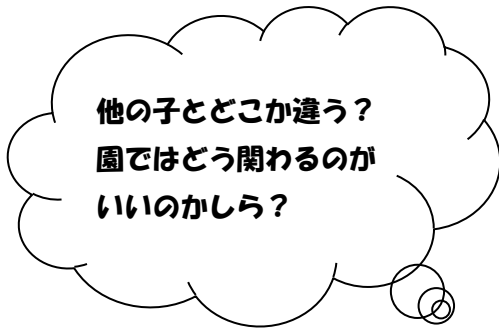
船橋市

巡回相談利用の手引き

(令和6年度改訂版)



船橋市こども発達相談センター



園で、ちょっと気になるお子さんはいませんか？

《運動面》

- ・ハイハイをしない
- ・よく転ぶ
- ・動きがぎこちない
- ・手先が不器用

《ことば》

- ・ことばが遅い
- ・会話がかみ合わない
- ・発音がはっきりしない
- ・繰り返したりつかえたりしてスムーズに話せない

《行動面》

- ・一人遊びが多い
- ・落ち着きがなく気が散りやすい
- ・友達とのトラブルが多い
- ・一斉指示が理解できない
- ・ボーっとしていることが多い

《生活面》

- ・離乳食が進まない
- ・オムツが外れない
- ・身支度や持ち物の始末ができない

《情緒面》

- ・癩癩がひどく、なかなかおさまらない
- ・相手が嫌がっていることをやめられない
- ・慣れない場所や初めてのことが苦手

乳幼児期は発達の個人差が大きい時期ですので、その子に合わせた関わりを続けながら、長い目で成長を見ていくことも必要です。

集団の中で行動や発達が気になるお子さんへの対応にお悩みの際には、こども発達相談センターの巡回相談をご利用ください。

園でのお子さんのご様子を拝見し、先生方と一緒に対応について考えます。

巡回相談利用について

○目的

船橋市は、子ども・子育て支援事業計画基本施策3【特別な配慮を要する子どもへの支援の充実】に関連する取り組みとして、障害児等の教育・保育環境の充実を掲げています。それに基づき、こども発達相談センターでは、市内の幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育所、認可外・認証保育所（事業所内保育所除く）を訪問し、巡回相談を行っています。

在園児で発達や行動の気になるお子さんについて、お子さん一人一人がよりスムーズに園生活を送れるよう、こども発達相談センターの専門職が、対応の工夫について先生方と一緒に考えます。

*巡回相談では、お子さんの発達障害の有無を判定することはできません。

*発達支援児の判定についてのご相談は保育運営課にお問い合わせください。

*巡回相談の目的は、園の中でのより良い支援方法を探ることであり、転園・退園を勧めることはありません。

*巡回相談員が直接保護者にお会いして巡回の様子をお伝えすることはできません。また、巡回時の様子について、保護者から直接こども発達相談センターにお問い合わせいただいても、お答えすることはできません。

○巡回相談員

対象のお子さんの課題やご相談の内容に合わせて、こども発達相談センターの専門職（心理発達相談員、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士）が園にうかがいます。

相談員は原則として「巡回相談員」の名札を着用しています（園の状況によっては着用しないことも可能です）。

○申込みの手順

①こども発達相談センターより、「巡回相談事業への協力依頼」をお送りいたします。

*巡回の時期は年度により多少変動がありますが、前期は5～8月、後期は9月～12月ごろを予定しています。

②園で巡回相談に申し込みたいお子さんを決めていただきます。

お子さんの様子を丁寧に観察し、十分な話し合いを行うために、一回の巡回につき、3名以内でお願いします。

③巡回に申し込みたいお子さんの保護者に、園から巡回相談の目的や内容をご説明し、「巡回相談に関する承諾書（巡回相談のお知らせ）」にサインをしてもらってください。原本は園で保管し、コピーを提出していただきます。

④巡回相談申込票（様式 1）、及び巡回相談個人票（様式 2）、「巡回相談に関する承諾書（巡回相談のお知らせ）」（様式 3）のコピーを、期日までにこども発達相談センターに郵送または持込みで提出してください。個人情報のため、FAX での送信はご遠慮くださるようお願いいたします。

*今年度に関しては、試験的にメールでの申し込みも受け付けています。詳細は、別紙の『メールでの巡回相談の申込方法について』をご覧ください。

- 巡回相談申込票（様式 1）：全対象児について記入したものを 1 枚提出してください。
 - 巡回相談個人票（様式 2）：対象のお子さん一人につき 1 枚記入して提出してください。
 - 巡回相談に関する承諾書（巡回相談のお知らせ）（様式 3）
：「園使用欄」に対象児 No を記入し、個人票にコピーを添付して提出してください。
- *いずれの書式もこども発達相談センターのホームページよりダウンロードできます。

*いずれも期間内必着です。遅れた場合は巡回の日程をご用意できませんのでご了承ください。記入方法につきましては、ホームページ上の『記入例』を参照してください。

⑤こども発達相談センターで書類を受け取りましたら、お子さんの様子やご相談の内容に従って、各職種（心理発達相談員、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士）のコーディネートを行い、締め切り日の翌週より日程調整のご連絡をいたします。

締め切りから 1 週間以上経過しても連絡がない場合は、郵送事故等にてこども発達相談センターに申込書が届いていない場合もありますので、お手数ですがご連絡をお願いいたします。

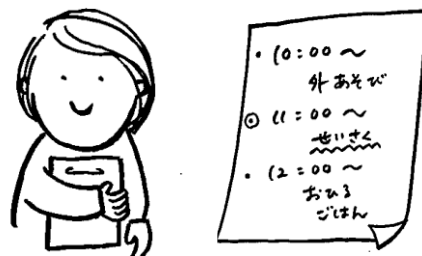
⑥巡回相談日の約一週間前に、当日うかがう相談員より、お電話にて、当日のスケジュールなど最終的な確認をさせていただきます。

○巡回相談当日の流れ

①当日の朝 9：30 を目安に、担当の巡回相談員が園にうかがいます。

②巡回相談当日、始めにお子さんの様子について園の先生（お子さんの様子を把握している先生）と簡単な打ち合わせを行います。

お子さんについて相談したい点の確認や、当日の園の活動に合わせた相談員の動きについてうかがいますので、お子さんの相談したい点が見えやすい活動を、当日までに園でまとめておいてください。



③相談員が、園の活動中でのお子さんの様子を観察させていただきます。必要に応じて、お子さんに直接関わらせていただく場合があります。



④観察したお子さんの様子や先生方からうかがった様子をもとに、お子さんへの対応の仕方、保護者への伝え方などについて話し合いをさせていただきます。話し合いの際には担任の先生に加え、1名以上の先生の同席をお願いいたします。話し合いは14:00までに終了するようご協力ください。

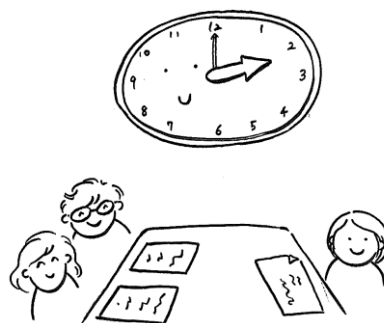
巡回相談後、園全体でお子さんへの対応・支援について共有してください。

また、後日、話し合いに基づいて、保護者へフィードバックを行ってください。

○相談する予定のお子さんがお休みになった場合

原則として、別日に相談を設定することはできません。また、他のお子さんと変更することもできません。

お子さんがお休みの場合でも、当日に園へ伺い相談を行うことや、当日に電話で相談を行うことができます。お休みのお子さんが出た場合には、こども発達相談センターへご連絡ください。

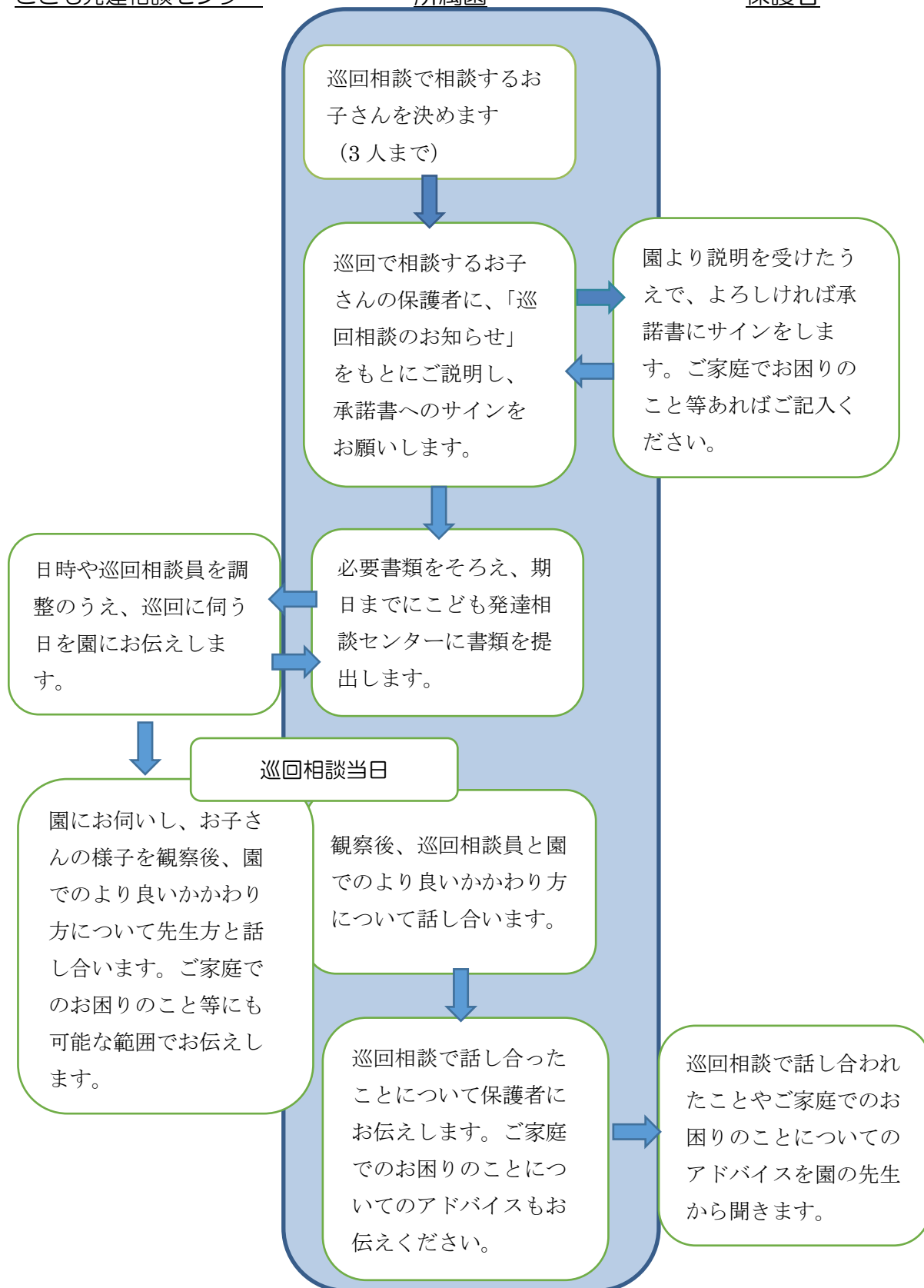


参考：巡回相談の手順

こども発達相談センター

所属園

保護者



巡回相談に関するQ&A

Q1 巡回を希望する時は、対象児の保護者から同意・承諾を得る必要がありますか？

A1 お子さんの状況を記入いただく個人票など、お子さんの個人情報と巡回相談員が共有するためには、個人情報保護の観点から、保護者が意図しない情報共有によるトラブルを防ぎ、安心して情報を共有できるように、承諾を得ていただくことを必須としています。

巡回相談の目的や内容をご説明し、保護者から承諾をいただくために、「巡回相談のお知らせ」をご利用ください。

保護者への説明について迷われる場合は、Q2を参考にしてください。また、説明する際の配慮のしかたなどについて、こども発達相談センターに電話でご相談いただくことも可能です。

個人情報について

個人情報保護法では、氏名、生年月日、住所、顔写真など、特定の個人に関する情報（他の情報と照らし合わせれば、特定の個人に結び付く情報も）を収集するときには、①使う目的を本人に知らせ、その目的以外に使用しないこと、②目的以外のことを使用する場合は本人の同意を得ること、③第三者に情報を渡すときには本人の同意を得ること、などが定められています。

巡回相談のために提出していただくお子さんの情報も個人情報であり、園と巡回相談員がお子さんの情報を共有することは、③の第三者提供にあたりますので、保護者の同意を得ていただくことが原則となります。保護者の承諾があることで、園と巡回相談員が安心して情報を共有し、お子さんへの望ましい対応を考えることができます。

Q2 巡回相談について、保護者にどのように説明したらよいですか？

A2 お子さんについて、園での様子を具体的にお伝えしながら、お子さんの困り感や先生方の心配などをお話しし、お子さんがより楽しく園生活を送れるように、巡回相談を利用して専門職からの助言を受けたい旨をお伝えください。巡回相談を利用したことやその中で話し合われた内容については、園がお子

さんへの対応を工夫するためのみに用いられ、保護者の承諾なく園外に出ることはないこと、また巡回相談員が、お子さんについての情報や、巡回時の様子を口外することはない旨もご説明ください。

一度お話ししただけでは保護者の理解を得られないこともあるかもしれません。そのようなときは、少し時間をかけて保護者の心配事や子育ての困り感を聴き取ったり、折に触れ、お子さんの成長した点と課題として園で取り組んでいることを保護者と共有しながら、巡回相談の利用をお勧めください。

Q3 園としてできる対応方法のアドバイスをいただいただけなのですが、保育士が気になっているお子さんの状況を、保護者と共有する必要があるでしょうか？

A3 日ごろから保育の中で多くのお子さんの育ちをみておられる先生方が「気になる」と感じられるお子さんは、発達障害とまではいかななくても、発達に何かしらの課題を抱えていることが多いものです。

先生方がそうしたお子さんの特徴を理解して関わってくださることは、そのお子さんの育ちにとって非常に有効です。先生方の気づきや関わりの工夫の経過を保護者と共有することで、お子さんについての保護者の理解が深まり、園と家庭とで足並みをそろえることができれば、就学などに向けて、お子さんのさらなる成長につなげることが期待できます。

Q4 巡回相談員の専門性や役割について教えてください

A4 個人票の内容や、お子さんの発達状況に応じた専門職がうかがいます。

心理発達相談員	ことばが遅い、友達と遊ばない、活動から外れる、友達とトラブルになりやすい、気持ちの切り替えが苦手、等、お子さんの気になる様子についてのご相談に応じます。
言語聴覚士	発音がはっきりしない、つかえながら話す、ことばが遅い、等、ことばやコミュニケーションについてのご相談に応じます。
理学療法士	ハイハイをしない、歩くのが遅い、よく転ぶ、麻痺等があるので関わり方を知りたい、等、運動の発達についてのご相談に応じます。
作業療法士	離乳食が進まない、手先が不器用、ざらざらべたべたした感触を極端に嫌う、力加減やバランスのコントロールが苦手、といったご相談に応じます。

Q5 巡回相談時に保護者が巡回相談員と直接の相談を希望した場合は、どうしたらよいですか？

A5 こども発達相談センターで行っている巡回相談は、お子さんが園でスムーズに集団生活が送れるようになるため、先生方と一緒にお子さんを理解し対応の工夫を考えることを目的としています。

そのため、保護者との直接の相談は行っていません。巡回相談時にお伝えした内容や、保護者からの質問への助言については、園の先生を通して保護者に伝えていただくことになっています。

お子さんの発達に関する心配について、保護者が個別の相談を希望される場合には、こども発達相談センターをご紹介ください。

(巡回時の様子について、保護者から直接こども発達相談センターにお問い合わせをいただいても、お答えすることはできません。)

なお、市外在住のお子さんについては、お住いの地域の相談機関にご相談くださるようお勧めください。

Q6 どのような活動を見てもらうのがいいですか？

A6 特別な場面を設定していただく必要はありませんが、お子さんの相談したい点が見えやすい活動の場면을観察することができると、より状況に即した具体的な対応についてお話しできると思います。

複数のお子さんが対象となっている場合には、見落としなくお子さんの様子を観察できるよう、その日の活動の時間を調整してください。

Q7 専門機関を利用しているお子さんも対象になりますか？

A7 こども発達相談センター、その他の専門機関を利用しているお子さんについても巡回相談の対象となります。

ただし、巡回相談の短時間の観察でお子さんの様子を把握することには限界もありますので、よりお子さんに合った対応の工夫をお知りになりたい場合には、保護者と直接お話しされるか、保護者の承諾を得たうえで、そのお子さんが利用されている専門機関と情報交換される事をお勧めします。

Q8 他市に居住しているお子さんも見てもらえるのですか？

A8 他市に在住していても、市内の園に在籍しているお子さんについては巡回相談の対象となります。保護者が個別の相談を希望される場合には、お住まいの地域の相談機関にご相談下さるようお勧めください。

Q9 同じ相談員に継続的に巡回してほしいのですが？

A9 できるだけご希望に沿えるよう調整は致しますが、限られた日程の中で一人の相談員が継続的に同じ園にうかがえるよう日程調整をするのは難しい現状です。また、複数の相談員の目で見ることによって、お子さんの様子を多角的にとらえることができ、新しい一面に気づいたり、さらに有効な助言ができることもあります。

巡回相談の方法については、園からの様々なご希望にお応えできるよう、今後も検討を続けていきます。

Q10 発達支援児かどうか判断してもらえますか？

A10 こども発達相談センターの巡回相談は、お子さんが園でスムーズに集団生活を送れるように、先生方と一緒に対応の工夫を考えることを目的に行っており、お子さんの障害の有無や発達支援児かどうか判断することはできません。発達支援児の判定については、保育運営課にお問い合わせください。



こども発達相談センターに関するQ&A

Q1 こども発達相談センターでは、どのような相談・支援をしているのですか？

A1 最初の面接では、保護者からのお話をうかがい、お子さんの遊びの様子を拝見します。

その後、お子さんの状況に合わせ、複数の専門職が関わりながら相談を継続する中で、保護者と一緒にお子さんの発達の特性への理解を深め、対応方法などについて考えていきます。必要に応じて、発達検査を行ったり、医学相談や療育をお勧めすることもあります。

Q2 どんな場合に、こども発達相談センターの利用を勧めたらいいですか？

A2 お子さん自身が園生活の中で困っている状況であったり、保護者がお子さんの発達を心配されていたり対応に困っていらっしゃるような場合には、こども発達相談センターの利用をお勧め下さい。

Q3 保護者に、こども発達相談センターの利用を勧めるには、どのように伝えればいいですか？

A3 お子さんについての保護者のご心配や困りごとを聞き取り、保護者や園と一緒にお子さんへのよりよい関わり方を考える場としてセンターをご紹介いただけたら良いと思います。

来所相談は予約制です（TEL047-409-1754）。保護者の承諾なく、ご相談の内容が外部に提供されることはありません。

*保護者がお子さんの困り感に気づいていない時は、まずは園での様子について、具体的な例を挙げながらお子さんが困っていることを伝えてみてください。実際の活動の様子を見てもらう場面を設けたりすることで、お子さんの困り感に気づいてもらえることもあります。

また、「小学校の生活をスムーズにスタートするために、早いうちから相談を受けてみてはいかがでしょうか？」「お子さんが楽しく過ごせるように、相談機関でのアドバイスを、園でも生かしていきたいと思います」等の伝え方も有効な場合があります。